

入札説明書

平成29年様似町公告第 58 号に基づく一般競争入札等については、様似町財務規則、その他関係法令に定めるもののほか、この入札説明書によるものとする。

1 告示日 平成29年 9月 4日

2 担当

〒058-8501 様似郡様似町大通1丁目21番地
様似町役場産業課農務係 電話0146-36-2113

3 入札に付する事項

(1) いちご高設栽培用ハウス等工事資材

(2) 資材概要 ・ UK型ビニールハウス（間口7.2m×奥行47.0m）資材一式
（被覆材含む）10棟分

・ 高設栽培設備資材一式（高設栽培槽及び高設ベンチ）

1列（42.4m）1棟5列×10棟＝50列 スミカ式ベンチ

防草シート（間口7.2m×奥行47.0m）10棟

・ 給液設備資材一式（給液ユニット本体除く）

ユニット本体から高設栽培槽までの配管資材 3基分

※配置については別紙資料のとおり

・ 温水暖房設備資材一式（温水ボイラー本体除く）

温水ボイラーから高設栽培槽までの配管資材

10基（全棟設置）

※資材数量等に関する詳細については別紙仕様書のとおり

4 入札方法

(1) 入札参加者は、入札書を作成し封書のうえ自己の氏名を表記して提出（入札箱に投入）しなければならない。

なお、入札書には内訳書を添付すること。

(2) 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の8%に相当する額を加算した金額をもって落札金額とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積った契約希望金額の108分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

(3) 入札者は、その提出した入札書の書換え、引換え又は撤回をすることができない。

(4) 代理人が入札する場合には、入札書に入札参加資格者の氏名、名称又は商号、代理人であることの表示、及び当該代理人の氏名を記入して押印（外国人の署名を含む。）をしておくとともに、開札時まで委任状を提出しなければならない。

(5) 入札者又はその代理人は、本調達に係る入札について他の入札者の代理人を兼ねることができない。

5 入札参加資格

(1) 地方自治法施行令第167条の4の規定に該当しない者であること。

(2) 会社更生法による更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法による再生手続開始の申立てがなされている者（手続開始の決定後の者は除く。）等、経営状態が著しく不健全な者でないこと。

(3) 次の要件をすべて満たす者であること。

ア 本告示に示した物品の納入が十分に可能な者であること。

イ 本調達物品に係るアフターサービスが長期に渡り可能な体制が整備されている者であること。

6 入札書受付期間

平成29年10月 2日（月）午前10時00分から

7 開札の日時

平成29年10月 2日（月）午前10時30分

8 開札の場所等

(1) 様似町役場

(2) 開札

ア 入札者又はその代理人で希望するものは、立ち会うことができる。

イ 入札者又はその代理人は、開札時刻後においては、開札場に入場することはできない。

ウ 入札者又はその代理人は、開札場に入場しようとするときは、入札関係職員の求めに応じ入札参加資格を証明する書類、身分証明書又は入札権限に関する委任状を提示しなければならない。

エ 入札者又はその代理人は、入札執行職員又はその補助者が特にやむを得ない事情があると認めた場合のほか、開札場を退場することができない。

オ 開札をした場合において、入札者又はその代理人の入札のうち、予定価格の制限に達した価格の入札がないときは、再度の入札を行う。

なお、再度入札の回数は、原則として2回を限度とする。

9 入札手続等

契約手続において使用する言語及び通貨については日本語及び日本国通貨に限る。

10 本件の仕様書に対する質問

(1) 質問の提出方法については、電子メール及びファクシミリにより質問を提出することができる。

(2) 質問の提出先及び提出期限については、上記2の担当へ、上記1の公告日から平成29年9月21日(木)までに提出すること。

11 質問に対する回答

質問者に対しては、電子メール及びファクシミリにより回答する。

12 入札の無効

本公告に示した入札参加資格のない者のした入札、入札に関する条件に違反した者のした入札その他様似町財務規則第130条に該当する入札は無効とする。

13 入札の延期等

次のいずれかに該当したときは、当該入札を延期し、中止し、又はこれを取り消すことがある。

ア 入札者が相連合し、又は不穩の挙動をする等の場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

イ 天災その他やむを得ない事情が発生した場合であって、競争入札を公正に執行することができない状態にあると認められるとき

ウ 調達を取りやめ、又は調達内容の不備があったとき

14 その他

(1) 入札保証金

ア 入札に参加しようとする者は、その者の見積もった契約金額(消費税及び地方消費税相当額を含む。)の100分の5に相当する額以上の入札保証金を納付し、又はこれに代える国債、地方債その他町長が確実と認める担保を提供すること。ただし、次のいずれかに該当する場合は、入札保証金の全部又は一部の納付を免除することができる。

イ 保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結し、当該入札保証保険証券を提出したとき。

ウ 政令第167条の5第1項の規定により町長が定めた資格を有する事業者で、過去2年間に国(公団を含む。以下同じ。)又は地方公共団体と種類及び規模をほぼ同じくする契約を数回以上に渡って締結し、かつ、これらをすべて誠実に履行した者であることを、あらかじめ、証明した者であり、その事業者が当該契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。

(2) 契約保証金 免除

(3) 入札者に要求される事項

ア 一般競争入札に参加を希望する者は、必要な様式及び関係書類を申請受付期限までに提出しなければならない。また、入札者は開札までの間において、当該書類に関し説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

イ 入札参加者は、本入札説明書、仕様書、契約書案等について、疑義がある場合は、関係職員に説明を求めることはできるが、入札後は、これらの不明を理由として異議を申し出ることはできない。

(4) 落札者の決定方法

ア 様似町財務規則第127条の規定に基づき作成された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

イ 落札者となるべき同価の入札をした者が2人以上あるときは、くじにより落札者を決定するものとする。

(5) 落札の取消し

落札者が次の各号の一に該当するときは、当該落札を取り消すものとする。

ア 契約の締結を辞退したとき又は町長の指定した期日内に契約を締結しないとき。

イ 入札に際し不正な行為をしたと認められるとき。

ウ その他入札に際し入札参加の条件に欠けていたとき。

(6) 契約書の作成

ア 一般競争入札を執行し、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を取り交わすものとする。

イ 契約書を作成する場合において、相手方が契約書に記名押印し、更に町長が当該契約書を受けてこれに記名押印するものとする。

ウ 上記イの場合において町長が記名押印したときは、当該契約書の1通を相手方に送付するものとする。

エ 町長が契約の相手方とともに契約書に記名押印しなければ、本契約は確定しないものとする。